

[別紙1]

## 鳥取県農地及び農業用施設災害復旧事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出  
(補助金の額の内定通知があった日から30日以内)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着  
(交付申請を受けた日から起算して、知事はその財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過する日まで)

3. 事業開始 → ※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

※承認が必要な変更については、要綱別表第5欄に記載しています。

4. 事業完了 → ※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から15日を経過する日又は補助金交付決定年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日まで)

○実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。

### ◎補助金の支払い

支払いの時期や額については別途通知があります。

#### 資料提出・問い合わせ先

東部

東部農林事務所 地域整備課

鳥取県鳥取市立川町6丁目173 電話:0857 - 20 - 3574

中部

中部総合事務所 農林局 地域整備課

鳥取県倉吉市東巖城町2 電話:0858 - 23 - 3172

西部

西部総合事務所 農林局 地域整備課

鳥取県米子市糺町1丁目160 電話:0859 - 31 - 9671